

一般廃棄物処理の流れ

一般廃棄物を排出する場合、2つの処理方法があります。

1. 鎌倉市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。
2. 自ら処理施設に搬入する。(自己搬入)

1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合

一般廃棄物の収集運搬を委託する場合には、鎌倉市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という)に委託しなければなりません。

許可業者は、鎌倉市のホームページ(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)から、一般廃棄物収集運搬業許可業者 と入力して検索してください。

① 許可業者と委託契約

- ・事業所の所在地、事業内容、ごみの種類、排出量などを伝え、収集頻度、分別方法、収集時間、料金などを相談してください。
- ・契約する許可業者に、市が発行する許可証の内容と有効期限を必ず確認してください。
- ・契約後は、許可業者へ排出事業所証明書を提出してください。

② 分別

- ・資源化できるものを分別し、厨芥類(生ごみ)は水切りするなど、減量・資源化に努めてください。ごみの量が減ることで、経費削減の効果もあります。

③ 保管

- ・ごみの飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないように保管します。(必要に応じ、ふた付きポリ容器やカラス除けネットなどを適正に使用してください。)

④ 事業所から排出

- ・契約した許可業者がごみを回収します。
- ・許可業者の車両には右のような表示がされています。

一般廃棄物収集運搬業
鎌倉市許可 第〇〇号
許可業者名 ○△□



⑤ 収集運搬

- ・許可業者が回収した燃やすごみ(一般廃棄物)は市のごみ処理施設へ搬入されます。資源物は資源化処理施設(民間)へ搬入されます。

⑥ 中間処理・リサイクル

- ・市のごみ処理施設へ搬入された燃やすごみは、名越クリーンセンターで焼却処理を行い、焼却灰は処理施設(民間)でスラグ化処理などを行い、道路の路盤材などに再利用されます。

⑦ 最終処分

- ・資源化処理施設(民間)へ搬入された紙類などの資源物は、新たな製品(再生紙など)として資源化されます。

2. 自己搬入する場合

自ら排出した事業系ごみ(一般廃棄物)のうち、燃やすごみと植木剪定材については、市の処理施設に搬入することができます。

- 「燃やすごみ」を搬入する際は、「一般廃棄物搬入届書」を提出してください。なお、資源物と産業廃棄物は受入れできませんので、分別の徹底をお願いします。(処理手数料:10kgにつき250円)
- 「植木剪定材」を搬入する際は、事前に「鎌倉市植木剪定材受入れ事業場利用事業者登録申請書」により登録し、搬入する際は「植木剪定材搬入届書」を提出してください。(処理手数料:10kgにつき130円)